

保育制度改革に関する意見書

現在、国において検討されている新たな保育制度「子ども・子育て新システム」は、全ての子どもに切れ目のないサービスを保障するとしながら、市場原理による保育のサービス産業化や直接契約・直接補助方式の導入など介護保険制度をモデルにした保育制度改革に加えて、幼保一体化や最低基準の地方条例化まで、十分な議論もないまま強引に進められようとしています。

現行保育制度は、国と地方自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしており、全ての子どもの保育を受ける権利を保障してきました。しかし、現在検討されている国の制度改革の方向は、国の責任を市町村に委ねるだけでなく、児童福祉法第 24 条に基づく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるもので、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねません。あわせて、それぞれ成り立ちも運営形態も異なる幼稚園と保育所を一体化することに対して拙速な結論を出すことは、社会に大きな混乱を引き起こすものであります。

子どもの貧困や子育て困難が広がり、急激な少子化の進行にもかかわらず都市部では保育所の待機児童が急増し、過疎地で保育の場の確保が困難になっています。今必要なことは、国と地方自治体の責任で保育・子育て支援を拡充し、十分な財源を確保することなど、全ての子どもに質の高い保育を保障するための保育制度の拡充であります。

よって、国会及び政府におかれましては、子どもの権利を最優先に、地方自治体の実情を踏まえた上で、国と地方自治体の責任のもとに保育制度の拡充を図られますよう、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 憲法第 25 条、児童福祉法第 2 条の理念に基づき、全ての子どもの健やかな育ちを保障するために、現行保育制度を堅持、拡充すること。
- 2 保育所、幼稚園、学童保育及び子育て支援関連予算を大幅に増やし、子育てにかかわる経済的負担の軽減を図ること。
- 3 地方自治体が待機児童解消に向けた取り組みができるよう、国が国有地の優先的払い下げ又は貸与等、必要な支援と財政措置を行うこと。
- 4 児童福祉施設最低基準を引き上げ、抜本的に改善すること。
- 5 保育に格差が生じる直接契約・直接補助方式は導入しないこと。
- 6 幼保一体化については拙速な結論は避け、慎重に検討すること。
- 7 民間保育所運営費の一般財源化は行わず、公立保育所運営費・施設整備費を国庫負担に戻すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 22 年 12 月 24 日

岡山県瀬戸内市議会

(意見書提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣
文部科学大臣 総務大臣 少子化対策担当大臣 国家戦略担当大臣